

雇用保険手続きには マイナンバーの登録が必要です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1. 雇用保険の失業給付の手続の際に、マイナンバーの登録が必要です

平成28年1月から、『雇用保険被保険者離職票-1』に、マイナンバーを記載することとなりました。

マイナンバーを記載する際はハローワークの窓口に来所いただき記入をお願いします。

今後は、他の行政機関等との間でマイナンバーを使用して情報連携を行うことで、国民の皆様の利便性の向上や効率的な運営を進めることとしています。

マイナンバーを届出しないことにより、他の行政機関等の事務処理において、他の行政機関等がハローワークでの失業等給付の受給状況が確認できないために、他の行政機関等から被保険者又は受給者本人への支給が遅れる、又は通常不要である添付書類を求められる等の不利益が生じる場合がありますので、必ずマイナンバーの登録をお願いします。

【雇用保険被保険者離職票-1】

※受給期間の延長申請を行う際には、雇用保険被保険者離職票-1を添付しないようお願いいたします。

2. マイナンバー確認書類を必ずご持参ください

マイナンバーを用いる手続では、なりすまし防止のため、ハローワークにおいて、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）を行います。手続の際に以下の書類をお持ちください。

《本人確認の方法（概要）》

番号確認	身元（実在）確認
マイナンバーカード（マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
通知カード または 個人番号の記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	a～cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c aまたはbがない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

